資料２

防災局の業務の在り方に関する検討会の開催について

令和８年 10 月２日
防災庁設置準備室長決裁

１．趣旨

防災庁設置法（令和８年法律第 61 号、令和８年７月 17 日公布）第 16 条に規定する防災庁の地方機関である「防災局」は、同法の公布の日から起算して２年以内に設置することとされている。防災局の設置に向け、同局が担うべき業務の内容と、そのために必要な組織体制の在り方等について、外部有識者から意見を聴取するため、防災局の業務の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

２．構成

（１）検討会は、防災庁設置準備室長の下に開催する。

（２）検討会の構成は、別紙のとおりとする。

（３）検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

３．その他

（１）検討会の庶務は、内閣官房において処理する。

（２）この規程は、令和８年 11 月１日限り、その効力を失う。

（３）前二項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。

（別紙）

防災局の業務の在り方に関する検討会 構成員

（五十音順）

	今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所 教授
	大原 美保	東京大学大学院情報学環 教授
◎	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
	阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
	福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授

◎ 主査